

特記仕様書

1 工事概要

- (1) 工事名称 令和8年度明治記念大磯邸園整備工事
- (2) 工事箇所 大磯町 西小磯 地内
- (3) 工 期 契約締結日から令和9年1月29日まで

2 工事の仕様

本工事の仕様については、設計図書（設計書、図面等）、図面に記載の特記仕様、別に定める特記仕様書及び「土木工事共通仕様書（令和8年4月 神奈川県）」並びに「大磯町契約規則」（昭和54年大磯町規則第23号）及び「契約約款」に基づき施工するものとする。また、前記に記載されていない工種については、国土交通省又は各種団体が発行する仕様書に準拠するものとする。

3 施工条件の明示

- (1) 公害関係
 - ・ 「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」及び「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定されている建設機械を使用すること。
 - ・ 本工事箇所に近接する家屋等に被害が生ずると予想されるとき、又は工事着手前に破損箇所が見受けられるときは、監督員と協議し、記録すること。
- (2) 安全対策関係
 - ・ 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止（騒音、振動、粉塵等）に努めるとともに、全作業員を対象に、安全教育、研修及び訓練を行うこと。工事期間中は月1回半日以上頻度で実施し、この結果は、工事日誌に記録するほか、工事写真等を整理の上、提出すること。
 - ・ 標識類、防護柵等の安全施設類については、神奈川県県土整備局発行の「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠すること。
- (3) 近隣対策
 - ・ 工事着手前及び騒音が発生する工事着手前に、付近住民等に「工事のお知らせ」を配布すること。配布の時期、区域等は、別途協議すること。

4 工事に当たって留意すべき事項

- ・ 施設に使用する資材の仕様については、図面に記載されているものと、同等品以上とすること。
- ・ 受注後は、現地踏査をよく行い、設計図書と現地に相違点があれば施工前に報告すること。
- ・ 刈草処分については精算変更とする。刈草については重量計で計量を行うこと。
- ・ 国土交通省及び大磯町発注工事が近接して行われているため、工事実施に当たり資材の搬入出計画、安全対策、工事区域の錯綜、仮設備の配置等について、必要な調整を図ること。

5 その他

(1) 「建設業の許可票」等の標識の掲示

- ・ 「建設業の許可票」、「労災保険関係成立票」、「建設業退職金共済制度加入票」及び「施工体系図」（下請負契約の請負代金の額が3,000万円を下回る場合には「下請負業者編成表」）を現場付近の見やすい場所に掲示しなければならない。また、遠景及び近景で写真撮影し、完成書類に添付すること。

(2) 不正改造トラックの排除

- ・ 工事の施工に伴う土砂又は工事用の資機材を運搬する大型貨物自動車は、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、不正改造した大型貨物自動車を使用しないこと。

(3) 建設廃材の処理及び再生骨材の使用

- ・ 工事に伴って発生するコンクリート塊等の処理については、監督員と協議の上、神奈川県「コンクリート塊等の処理及び再生骨材に関する事務取扱要領」に準じて行うものとする。なお、届出、報告等の各種様式についても同様とする。

(4) 建設リサイクル法への対応

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等及び排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めること。

また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するように努めること。

なお、本工事が対象建設工事の場合は、次のとおり対応すること。

ア 「解体工事に要する費用等」の書面を契約時に提出すること。

イ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化すること。

ウ 再資源化が完了したときは、速やかに建設リサイクル法第18条に基づき「再資源化報告書」を提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。

エ その他、分別解体等及び再資源化等について、建設リサイクル法の趣旨を十分に踏まえて工事の施工に当たること。

- ### (5) 受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に登録しなければならない。受注時、変更時及び完了時に、土曜日、日曜日及び祝日等を除き10日以内に登録を行い、工事カルテ受領書の写しを提出すること。費用は、積算上、現場管理費率に含むものとする。

(6) 無石綿化への対応

受注者は、石綿による健康被害を防止するため、工事の施工に当たっては次のとおり対応すること。

ア 使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。

なお、「石綿を原材料としていない証明書」等の提出を求め、確認すること。

イ 下請業者に対して同様の内容を周知し、徹底が図られるようにすること。

※「石綿を原材料としていない証明書」に記載する内容及び提出時期

①宛先（大磯町長）

②提出年月日

③メーカー名（社印押印）

- ④工事名
- ⑤納品先（請負業者名）
- ⑥材料・製品名
- ⑦品質・規格等
- ⑧その他（必要事項、添付書類）

様式は問わない。

証明書は、大磯町契約規則第64条に基づく工事用材料検査申請書と共に提出すること。
工事で使用する材料は、監督員の確認を受け合格したものでなければ使用することができない。

(7) その他事項

この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、発注者と受注者が協議し、決定するものとする。